

# 京都府後期高齢者医療広域連合債権管理条例

令和2年2月7日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、広域連合の債権の管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広域連合の債権 金銭の給付を目的とする広域連合の権利をいう。
- (2) 非強制徴収債権 広域連合の債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権以外の債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 広域連合の債権の管理に関する事務については、法令又は他の条例に別段の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(広域連合長の責務)

第4条 京都府後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、法令及び条例の定めるところにより、適正かつ効率的に債権の徴収を行わなければならない。

- 2 広域連合長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、担保の提供を求める等必要な措置をとらなければならない。
- 3 広域連合長は、滞納者があるときは、収納、催告等の状況を記載した滞納を整理するための台帳を作成する等債権を適正に管理しなければならない。

(債務者の資力の状況等に応じた措置)

第5条 広域連合長は、前条第1項の規定の適用に当たっては、当該徴収する債権の債務者の資力の状況を考慮しなければならない。

- 2 広域連合長は、債務者から資力の状況等を証明する書類の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、債権の履行期限を延期する特約又は処分をすることができる。

(債権の放棄)

第6条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、非強制徴収債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定によりその債務の責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合であって、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 援用を要する債権にあつては、時効期間が満了し、かつ、所在が不明等援用することが困難な場合として規則で定めるとき。

2 広域連合長は、前項の規定により広域連合の債権を放棄した場合は、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。